

# 兵高教組 確定速報 3号 調査情報 20号 2021年11月25日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 2021年度賃金確定交渉

# 当初提案を押し返し妥結！

## 病気休暇等30日以内なら勤勉手当削減なし！

11月25日午後から夜にかけて、高教組・従組・兵庫教組は合同で、2021年度の賃金権利確定交渉をもち、第3回賃金確定交渉において「最終回答」が提案されました。高教組拡大闘争委員会は、期末手当の引き下げについては不満が残るものの、会計年度任用職員の12月期の期末手当引き下げ見送り、病気休暇等30日以内であれば勤勉手当を削減しないこと、休暇制度の前進的な回答などを評価して妥結の判断をしました。

## 期末手当を12月期から0.15月分引き下げ ただし会計年度任用職員は12月期の引き下げは見送り！

### 県教委の最終回答

#### ◆給料表の改定はなし

#### ◆「期末手当」を0.15月分引き下げ 【21年12月期から】

再任用職員は期末手当を0.1月分引き下げる  
会計年度任用職員は22年6月期から引き下げる

#### ◆「勤勉手当の期間率」の改定

- ・国に準じた取扱いとする
- ・1か月以内の育児休業、30日以内の病気休暇、30日以内の育児部分休暇については、勤務期間から除算しない

【適用開始時期：来年6月期の勤勉手当から】

\*育児部分休暇：小学校3年生までの子を学童保育に出迎えるために赴く場合の休暇

- ・臨時教職員や代替教職員については任期が様々であり、そのため、期間率の見直しによって、任期と任期の間に一定の空白が生じた場合の影響を考慮し、適切な任用ができるようにする。

#### ◆臨時講師の臨時教諭への条件緩和

2級格付けの条件のうち年齢制限44歳を撤廃

#### ◆「不妊治療のための休暇」の新設

特別休暇（原則年間5日 最大10日）

休暇の単位：1日または1時間

実施時期：22年1月1日

病気休暇の取得も引き続き認める

#### ◆会計年度任用職員の休暇制度

配偶者出産休暇、男性の育児参加のための休暇、産前産後休暇を新設する

給与の取扱い：有給

実施時期：22年1月1日

#### ◆子育て支援休暇

小中学校での「自然学校」「修学旅行」の説明会も対象とする

実施時期：22年1月1日

#### ◆「へき地手当」の見直し

22年4月から実施。対象となる学校について、執行部に知らせる

「2021賃金確定に向けての11大要求署名」を3,876筆、「臨時講師全員に教諭と同じ2級給料表の適用を求める署名」を3,706筆提出しました。ご協力ありがとうございました。

# 教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたも是非！